

福祉の新しいスタンダードを目指して・・・

アクションプラン 2020

社会福祉法人「アクションプラン 2020」

社会福祉法人の使命(社会的責任)の遂行

社会、地域における福祉の充実・発展

- ① 社会福祉事業を主とした福祉サービスの供給主体の中心的役割を果たす
- ② 制度の狭間にあるものを含め地域のさまざまな福祉需要にきめ細かく対応する

公共的・公益的かつ信頼性の高い法人経営の原則

公益性

継続性

透明性

倫理性

非営利性

開拓性

組織性

主体性

効率性

機動性

アクションプラン2020

社会福祉法人行動指針(社会福祉法人に求められる取組課題)

I. 利用者に対する基本姿勢

- | | |
|------------|---------------|
| ①人権の尊重 | ②サービスの質の向上 |
| ③地域との関係の継続 | ④生活環境・利用環境の向上 |

II. 社会に対する基本姿勢

- | |
|------------------|
| ⑤地域における公益的な取組の推進 |
| ⑥信頼と協力を得るため情報発信 |

III. 福祉人材に対する基本姿勢

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ⑦トータルな人材マネジメントの推進 | ⑧人材の確保に向けた取組の強化 |
| ⑨人材の定着に向けた取組の強化 | ⑩人材の育成 |

IV. マネジメントに対する基本姿勢

- | | |
|--------------|------------|
| ⑪コンプライアンスの徹底 | ⑫組織統治の確立 |
| ⑬健全な財務規律の確立 | ⑭経営者としての役割 |

I ご利用者の方に対する基本姿勢

1. 人権の尊重

ご利用者の方の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現と個人の尊厳にした良質かつ安心・安全なサービスをご提供いたします。

- ご利用者の方の人権を尊重し、個人の尊厳が守られる福祉サービスをご提供いたします。
- ご利用者の方のプライバシー、個人情報を保護し、信頼性の高い福祉サービスをご提供いたします。
- これらを実現するための体制や仕組みを構築し、確実に運用いたします。

2. サービスの質の向上

常にご利用者の方の立場に立って、良質かつ適切な福祉サービスをご提供します。サービスの質の向上に向けた体制を構築します。

- 良質かつ安全・安心な福祉サービスを提供いたします。
- 継続的にサービスの質の向上に向けた取り組みを行います。
- サービスの担い手である職員のマインド向上のための推進を図ります。
- これらを実現するための体制・仕組みを構築し、確実に運用します。

3. 地域との関係の継続

ご利用者の方の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民の方々との関係が継続、さらに促進されるように支援します。

- 住み慣れた地域での生活が継続できるよう、在宅サービスの充実に取り組みます。
- 入所系グループ施設においては、家族や知人・友人等との関係が維持され、促進されるよう支援を行います。
- 利用者の日常生活において、地域住民との交流の機会を積極的に設けます。
- 社会福祉法人も地域の社会資源の一つであることを自覚し、開かれた法人として地域に根差した活動に取り組みます。

4. 生活環境・利用環境の向上

良質かつ安心・安全なサービス提供を実現するため、ご利用者の方の生活環境・利用環境を整備します。

- ご利用者の方のプライバシーが確保されるよう生活環境の整備に取り組む。
- 安全で衛生的かつ快適な環境の整備に取り組む。

II 社会に対する基本姿勢

1. 地域における公益的な取組の推進

地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進します。

- 地域の多様な援助ニーズを幅広くかつ迅速に把握します。
- 社会福祉法人の責務を果たすべく、地域に対する公益的取り組みを推進します。

2. 信頼と協力を得るための情報発信

社会福祉法人が非営利法人として、積極的に活動していくためには、国民の方々からの信頼や協力が必要不可欠となります。
今“見える化”にとどまらず“見せる化”を推進し、国民の方々から信頼と協力を得るために、積極的な情報の発信に取り組みます。

- 義務化された経営情報の閲覧・公表を様々な媒体を通し、確実にを行い、透明性の高い法人経営を確立します。
- 国民の信頼と協力が得られるような、様々な情報発信の取り組みを実施します。

Ⅲ 福祉人材に対する基本姿勢

1. トータルな人材マネジメントの推進

経営理念に基づき、めざす法人経営を実現するため、期待する職員像を内外に明示し、トータルな人材マネジメントシステムを構築します。

- 経営理念を職員に浸透、共有を図ります。
- 経営理念を実現するためには、人材とそのマネジメントが極めて重要であることを認識し、そのための取り組みを職員に徹底します。
- 期待する職員像に向けて、職員の成長を促す取り組みを明示いたすほか、サービス等業務の標準化や情報の共有化の促進を図ります。
- 経営理念、期待する職員像に基づき、法人の状況（規模、実施事業等）をも踏まえたトータルな人材マネジメントシステムを構築します。
- 個々の職員の資質や専門性の向上はもちろん、チームとしての相乗効果を発揮します。
- 職員間の横の連携の推進を図り、福祉サービスにおける生産性の向上に取り組みます。

2. 人材の確保に向けた取組の強化

良質な福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じます。また、福祉の仕事の啓発のための情報発信、福祉教育にも取り組みます。

- 良質な人材確保にむけ、パンフレットなど採用ツールを用意し、適切な広報媒体等を活用します。
- 積極的な情報発信に努め、法人のブランド力を高めます。
- 小中高校における福祉教育にも積極的に協力し、福祉の仕事の啓発をはかります。
- 障害者雇用や多様な人材の登用に積極的に取り組みます。

3. 人材の定着に向けた取組の強化

福祉サービスの継続と発展のために、職員処遇全般の向上、働き甲斐のある職場づくりに取り組みます。また、多様な職種、職務形態、年代の職員が働きやすい環境を推進します。

- 働き甲斐のある、魅力ある職場づくりに取り組みます。
- 労働関係法令の遵守と適切な労務管理により、職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境づくりを推進します。

- 給与に限らない職員処遇の改善に継続的に取り組みます。
- ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境づくりを推進します。
- 経営管理者、上司、部下、同僚間等それぞれの関係で、円滑で良好なコミュニケーションを取りながら業務を進める、組織風土づくりを推進します。

4. 人材の育成

法人がめざす職員像に基づき、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組みます。また、職員の質の向上、福祉サービスの質と量の向上の「要」となるリーダー層の育成に取り組みます。また、さらに、「新しい地域包括支援体制」を支える総合的な人材の育成にも取り組みます。

- 法人がめざす職員像を明示しながら、職員の適正な評価、キャリア形成や自己実現の支援なども含めた育成システムを構築し、職員育成の充実を図ります。
- キャリア形成や能力開発を行うための各種教育・研修の実施を行います。
- 専門性の向上にむけた資格取得支援を充実します。
- 高い専門性と倫理性を醸成します。
- 主体的、自立（自律も含む）的なリーダーの育成を強化し、リーダーのマネジメント能力の向上に取り組みます。（人材育成力、財務管理能力を含む）
- 総合的な人材の育成を推進します。

IV マネジメントに対する基本姿勢

1. コンプライアンス（法令等遵守）の徹底

社会福祉法など関係法令はもとより、法人の理念や諸規程さらには広い意味での社会的ルールや、モラルを遵守した経営を行います。

- 経営理念に基づく経営方針および社会福祉関係法令等を遵守し、公共的・公益的かつ信頼性の高い経営を行います。
- 法人経営を行う上で基本となる社会的規範やモラルを守ります。
- 福祉サービスは対人サービスが基本であり、その職業上高い倫理性が求められることを、職員一人ひとりまで周知します。
- 社会福祉法人を取り巻くさまざまなリスクから組織を守り、不祥事等を未然に防止するための具体的な取り組みを推進します。

2. 組織統治（コーポレートガバナンス）の確立

国民の負託に応えるべく、公正かつ、透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築して、組織全体を適切に統治します。

- 改正社会福祉法に基づいた理事会・評議員会・監事などの組織統治体制を確立します。
- 社会的ルールを遵守し、また、社会に対して十分な説明責任を果たすため、公正かつ適正な経営を可能とする組織統治（ガバナンス）を行います。
- 事業を積極的に「推進する力を持つ組織づくり」とともに、社会的な責任と使命を果たし得る組織として、経営に対する適切なチェック・牽制機能を持った「自ら改める組織づくり」をめざす取り組みを実践します。

3. 健全な財務規律の確立

公益性の高い事業活動の推進および信頼性の高い効果的な経営の観点から、健全な財務規律を確立します

- 公益性に根ざした事業活動を可能とするために、適正な収益を確保し、安定的な財務基盤を確立します。
- 法人の事業運営を法令、定款等に従って計画的かつ効率的に行うとともに、法人の経営状況と財務状況を正確に把握し、透明性の高い財務管理を行います。
- 中長期的視点からの当面中期事業計画と財務計画を立て、健全な財務規律を確立します。

4. 経営者としての役割

社会福祉法人の経営者は、リーダーシップを発揮し、「アクションプラン2020」に基づいた取り組みを実践します。また、地域の生活課題や福祉ニーズに対して素早く対応します。

- 経営者は、リーダーシップを発揮し、経営理念や経営方針等の明確化を図り法人内への周知徹底を図ります。
- 経営者は、社会福祉法人の使命である「社会、地域における福祉の発展・充実に寄与するため、本件、「アクションプラン2020」の実践に向けた組織的な取り組み体制を整備します。
- 地域の生活課題を把握し、公益的な取り組みについて、地域住民とともに積極的に活動します。

平成30年5月24日策定、施行